

伊丹市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 17 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 6 年厚生労働省令第 164 号）による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）の一部改正に伴うため。

伊丹市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（
令和 7 年伊丹市条例第 号）

伊丹市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関
する基準を定める条例（平成 2 5 年伊丹市条例第 5 号）の一部を次
のように改正する。

第 1 5 2 条第 1 3 項中「事業所の生活相談員，栄養士」の右に「
若しくは管理栄養士」を加える。

付 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。